

御^み幸^{ゆき}学生宿舎 入居のしおり

令和7年4月版



所在地：〒790-0824 松山市御幸2丁目3番15号

御幸学生宿舎

「三つの自覚」・「三つの実行」

御幸学生宿舎は、愛媛大学が学生に経済的な居住空間と良好な勉学環境を提供する場である。ここで生活する学生は、「自由な精神の上に自立した個人を養成」という愛媛大学の伝統に基づき、自由な生活空間である御幸学生宿舎を、自らが社会人基礎力を養っていく場とするため、ここに、御幸学生宿舎で生活する学生諸君に「三つの自覚」及び「三つの実行」を贈る。

【三つの自覚】

- 一．御幸学生宿舎は、大学の寮である、という自覚
- 二．多数いる入居希望者のなかから自分が選ばれた、という自覚
- 三．自分が愛媛大学と地域とを結ぶ代表者である、という自覚

【三つの実行】

- 一．後輩にきれいな部屋を明け渡す
- 二．共用部分の整理・整頓を心がける
- 三．地域の方々と良好な関係を築く

御幸学生宿舎は、民間のマンションではなく大学の寮である、という自覚。入居希望者が多数いる中で、その中から自分が選ばれた、という自覚。御幸学生宿舎は住宅街にあるため、入居している個々人が愛媛大学と地域とを結ぶ代表者、という自覚。この「三つの自覚」をもった上で、自分の部屋をきれいに保ち、次に入居する後輩たちにきれいな部屋を明け渡すこと、ホール、廊下、階段など共用部分の整理・整頓も自主的に行うこと、ゴミの分別、夜遅くに騒がないこと、地域の清掃作業等にも積極的に参加するなど、周辺の地域住民の方々との良好な関係を築くこと。この三つの実行を心がけることが、自らの社会人基礎力を高め、社会力を養うこととなる。

愛媛大学御幸学生宿舎への入居を許可された者は、宿舎に関する諸規則を遵守するとともに、この「しおり」をよく読んで有意義な学生生活を送ってください。



目 次

page

I 入 居	3
II 退 去	3
III 居室の鍵	3
IV セキュリティシステム	3
V 携行品等	4
VI 経 費	4
VII 宿舎生活	4
愛媛大学御幸学生宿舎規程	10
愛媛大学御幸学生宿舎入居者の遵守事項について	14
御幸学生宿舎平面図（非常口・AED・避難器具・消火器設置場所）	15

I 入 居

入居日は原則として月初めとします。

入居を許可された者は、「誓約書」と「保証書」を大学が指定する日までに管理人に提出してください。棟・居室の変更はできません。

II 退 去

① 退 去

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに退去しなければなりません。

- (1) 退学等により入居対象者でなくなった場合
- (2) 6 か月を超えて休学する場合（通算 6 か月とする。）
- (3) 入居期間が満了する場合
- (4) 御幸学生宿舎規程により入居許可を取り消された場合

② 退去手続き

修業年限最終年次の入居期限は、3 月 25 日（卒業式・修了式の翌日）です。退去する者は、退去日の 1 か月前までに「退去願」を管理人に提出するとともに、**退去の際は必ず管理人による居室の点検を受けてください。また、水道メーターの検針を受け、水道料を精算してください。寄宿料の未納がある者は、必ず、退去日までに支払ってください。**

寄宿料に日割り計算はありませんので、退去日に関わらず退去する月の寄宿料がかかります。

居室の点検により、私物が見つかった場合は、その権利を放棄したものと見なして、すぐに廃棄します。また、故意又は重大な過失や通常の使用以上の著しい破損や汚れがあった場合は、入居者の実費負担により修繕等を行います。

③ そ の 他

退去の際は、管理人及び学生生活支援課の指示に従ってください。また、修業年限途中で退去する場合は、規程による退去の場合以外はできる限り 3 月・4 月の退去はしないようにしてください。

III 居室の鍵

居室の鍵は、入居時に管理人から手渡します。各自が責任を持って管理し、退去時に管理人に返還してください。勝手に合鍵を作成したり他の人に貸したりしてはいけません。居室の鍵を紛失した場合は、早急に管理人に報告してください。なお、鍵の新規作製代金を請求します。

IV セキュリティシステム

① 入 棟

部外者の侵入を防ぐために宿舎の玄関は、カードロックされています。学生証又は管理人から渡されたカードを使って解錠し入棟します。男子学生棟は A 棟（女子留学生を含む）と B 棟、女子学生棟は C 棟と D 棟となっています。それぞれの棟に入棟する場合は扉がロックされているので、学生証等で解錠して入棟してください。このシステムにより入居者以外の立ち入りはできません。

学生証又は管理人から渡されたカードを紛失した場合は、早急に管理人へ報告してください。なお、管理人から渡されたカードを紛失した場合は、再発行手数料を請求します。

② 防犯カメラ

宿舎内や外部からの犯罪を抑止するため、宿舎内の各所で防犯カメラを運用しています。

V 携行品等

机など備付備品以外の宿舍生活に必要な寝具・洗面用具・食器・上履などについては、各自で用意してください。保険証・印鑑等も各自で管理してください。

VI 経 費

以下の経費は、大学から入居者に請求します。

経 費	金 額	支払方法
寄 宿 料	月額 A 棟 16,000 円 、B・C・D 棟 20,000 円	毎月口座引落。
共 益 費	月額 2,000 円	寄宿料と併せて口座引落。
保 証 金	43,000 円 (退去時の居室清掃費等)	入居後、配付される振込票で、銀行窓口にて支払い
水 道 料	基本料金 3,400 円 + 従量料金	2 か月に 1 回、口座振替。

① 寄宿料・共益費

寄宿料・共益費については、口座引落となります。ただし、入居後初めての支払、及び口座引落手続きが遅れる場合や預金残高不足で引落ができない場合は、振込依頼票が発行されますので、入居者本人が、銀行窓口にてお支払いください。寄宿料の口座引落日は毎月 20 日です。ただし、20 日が休日・祝日等で、銀行が営業していない場合は、その翌営業日での引落になります。従ってこの場合は、休日・祝日等の前日までに、引落口座に入金してください。

寄宿料の引落口座は、「**寄宿料口座引落依頼書**」で、管理人室又は学生生活支援課の担当窓口へ届け出てください。

② 保証金

保証金は入居後配付される振込依頼票で、所定の期日までに、銀行窓口にてお支払いください。保証金は退去時の清掃費、本人の責による居室及び居室備品の汚損・破損にかかる修繕費、各種未払料金等に充当します。退去時に精算できれば、余剰分については返還します。

③ 水道料及び電気料

水道料金は、2 か月に 1 回の口座振替です。各居室の子メーターの検針（2 か月に 1 回）により、学生生活支援課から請求が行われ口座振替されます。口座振替手続きが遅れていたり、預金残高不足で振替ができない場合は、後日発行する「請求書」に基づき、指定の銀行口座へ振り込んでください。振込手数料は自己負担です。

水道料金の振替口座は、「**預（貯）金口座振替依頼書**」で、管理人室又は学生生活支援課の担当窓口へ届け出てください。

電気料は、一般家庭と同様に電力会社との個別契約となります。

VII 宿舍生活

① 外 出

居室を出る際は、居室のドア及び窓を必ず施錠してください。

② 居室の備付備品

居室に備え付けている机・ベッド・冷蔵庫・IH電気コンロ・エアコン等は、大学からの貸与物品です。壊したり、汚したりしないように丁寧に使用するとともに、無断で持ち出さないようにしてください。

また、防災用ヘルメットも備え付けております。平時は無断で持ち出さないようにしてください。有事の際は、着用し避難してください。

カーテン及びシャワーカーテンは入居者で準備してください。ただし、既に備え付けているものがある場合は使用することもできます。

③ 設備等の保全

居室備品とともに施設等の取り扱いには十分注意してください。故障及び破損を発見した場合は、速やかに管理人に申し出てください。居室を第三者に転貸したり、使用させたり、備品を所定の場所から移動したりしないようにしてください。

④ 賠償責任

居室内の内装を無断で変更したり、無断で造作を追加・変更したり、フックや釘等を打ちつけることを禁止します。

また、無断で備品・設備を交換・設置・撤去等（シャワーヘッドの交換、蛇口に浄水器フィルターの設定、キッチン排水口ゴミ受けの撤去等）したことが原因となる、故障・破損・漏水・漏電等の修繕費用（水道・電気料金も含む）は、入居者負担となります。

なお、備品交換等をした場合、入居者の責任で原状回復してから退去してください。

施設及び居室備品を滅失又は破損させた場合は、遅滞なく原状に回復するか損害を賠償しなければなりません。

⑤ 管理人又は関係者の居室への立ち入り

物品等の管理や検査等のため、管理人又は関係者が各居室に入ることがあります。掲示等により事前連絡をしますが、緊急を要する場合は連絡をしないで立ち入る場合がありますので、ご了承ください。

⑥ 保健衛生等

(1) 清掃・整頓

居室内の清掃は各自で行い、清潔を保って下さい。廊下・階段・避難通路など共用場所についても清潔・整頓に努めてください。共用場所に私物が置かれていた場合、廃棄処分の対象となります（廃棄処分費用は実費請求します）。

(2) 禁 煙

建物内はベランダも含め全て禁煙です。敷地内の指定された場所以外で喫煙してはいけません。

(3) ゴミの分別

ゴミは松山市の分別表に必ず従い分別して宿舍のゴミ集積場に出してください。分別ができていないと松山市は引き取ってくれません。（※分別は大学（事業所）とは方法が異なりますので注意してください。）粗大ゴミは、ゴミ集積場に設置しているバケツに入る大きさに限ります。それ以上については、管理人に相談してください。なお、松山市の「ごみ分別はわかり帳」を管理人室に置いてあります。ごみの分別方法は松山市のHPでも確認できます。

(4) 動物飼育の禁止

宿舍で動物を飼うことは、禁止となっています。

また、野良猫などにえさを与えないでください。

(5) 環境整備

宿舍全体で実施する環境整備には、積極的に参加してください。

⑦ 集会室・ランドリーの使用

入居者全員が利用しますので、整理・整頓に心掛けるとともに、他の人に迷惑をかけないように注意してください。

集会室の利用を希望する者は、管理人室で手続きが必要です。集会室は飲食禁止で、利用後は必ず清掃してください。使用ルールを守らない場合、以後の利用はできません。

⑧ 駐輪場・駐車場の利用

バイク及び自転車は、管理人室で駐輪登録を行い、交付されたシールを車体に貼り、必ず所定の駐輪場に停めてください。駐輪禁止の場所に停めた場合は、車両を移動さ

せる等対応します。

なお、バイクは、宿舍のバイク駐輪スペースに限りがあるため、非常に難しい状況になっています。

駐車場は外来者及び身障者用です。荷物の搬出入等で駐車する必要がある場合は、管理人に許可を得てください。

⑨ 郵便物・電話等

郵便物等の宛先には、必ず学生氏名・棟・居室番号を正確に記載してもらうようにしてください。また、入居者以外の宛先の郵便物は受け取ることができません。

普通郵便は、各自のメールボックスに配達されます。

宅配物は、宅配ロッカー（宿舍入口）を使用してください。

書留郵便は管理人室で預かります。次の預かり対応時間内に届くようにしてください。

<書留郵便の預かり対応時間>

月～土 13 時～19 時 対応時間外・日曜日・祝日・休業日は預かりません。

宅配ロッカーには数に限りがあります。荷物が届いた場合は、速やかに受取りをお願いします。

荷物の保管期限は3日です。保管期限が切れた荷物は保証人に着払いで送付します。

宅配ロッカーに空きがない場合や、宅配ロッカーに入らない大きさの宅配物の場合は、不在票を確認し、入居者自身で再配達にて直接受け取る、または、郵便局・営業所・コンビニ・取扱店等で直接受け取りをお願いします。

※生もの・冷蔵冷凍・着払い・代引きは管理人室及び宅配ロッカーでは受け取りません。

管理人室の電話・FAXは使用できません。管理人室では電話の取り次ぎはしませんが、緊急の場合にはメッセージを受けます。

⑩ 入居者への連絡

入居者への連絡事項は、メールボックス、はり紙、大学から付与のメールにて通知します。必ず毎日確認してください。

⑪ 掲 示

掲示板以外には掲示できません。無断掲示物は破棄します。また、掲示物は無断で持っていけないでください。

⑫ 集会・行事等

宿舍で行事等を行う場合は、必ず管理人室に事前に計画を伝えてください。

⑬ 外来者の宿泊及び入棟

原則として、外来者は、玄関以外には立ち入りをご遠慮ください。

但し、入居者の家族は、管理人の許可を得て 2 階集会室において面会してください。

⑭ 異性の出入り禁止

異性を棟内に入棟あるいは居室に入室させてはいけません。また、自室のある棟以外の異性の棟に出入りしてはいけません。

万一、そういった行為があった場合は、当事者は退去処分の対象となります。

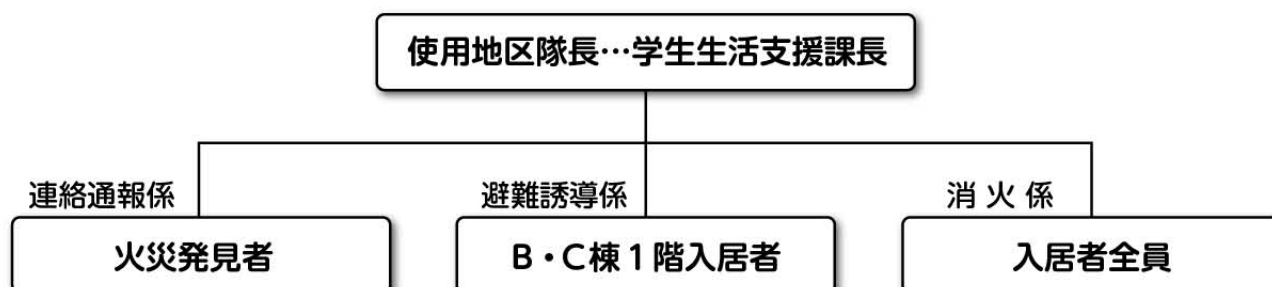
⑮ 近隣民家への配慮

宿舍は住宅地域にあります。周辺の民家に配慮し地域住民の一員として秩序ある宿舍生活を送ることを心掛けるとともに、居室等での楽器・テレビ等の音量や夜間のランドリーの使用などに十分注意してください。

16 防災・防犯

- (1) 避難訓練には必ず参加してください。(原則、新入居学生を対象に5月～6月頃実施予定)
- (2) 平素から、火災・盗難事件等が起きないように、防災・防犯を心がけましょう。
- (3) 宿舎には消火器・火災報知器・AED・非常口等を設置しています。法令に基づき、避難訓練を実施していますが、入居の際には消火設備・防火扉の設置場所や使用方法・避難ルートを確認しておいてください。
- (4) 初期消火及び避難の妨げにならないよう、消火設備等の周辺や廊下等に物品を置かないでください。また、非常時以外は消火器・火災報知器等に触れないようお願いします。
- (5) 火災を発見した人は、直ちに火災報知器により入居者及び管理人に知らせるとともに、可能な範囲で消火器による初期消火に努めてください。

なお、次のとおり自衛消防隊を組織していますので、万一の場合は入居者全員で協力して対応してください。

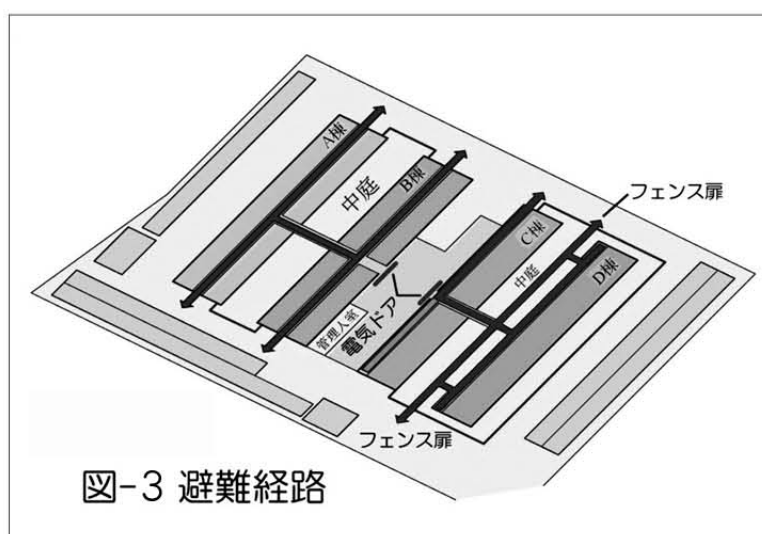
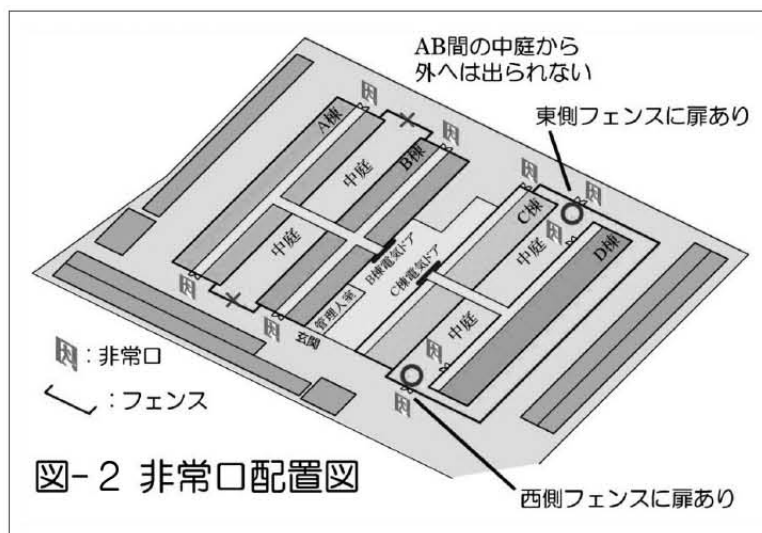
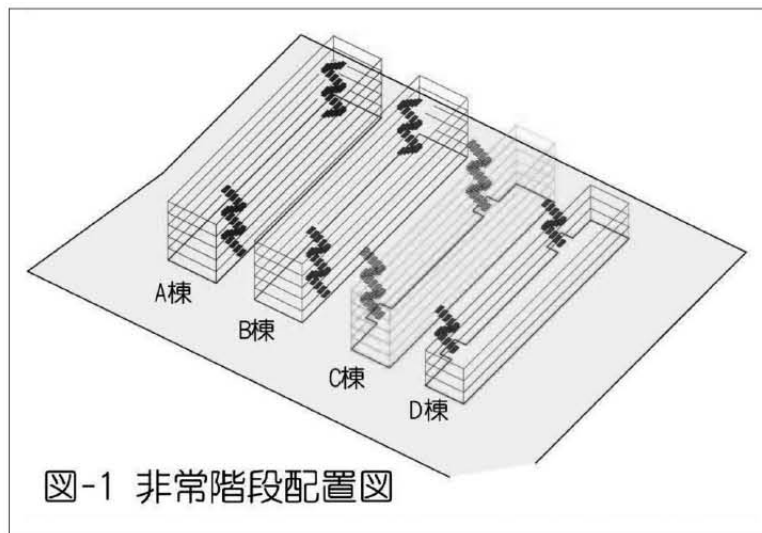


(6) 火災発生時の避難経路

1. 宿舎内の火災報知器が**火災を感知**すると、管理人室に設置されている「防災監視盤」から指令が出され「警報ベル」が宿舎各所で鳴動し**火災の発生を知らせます**。
居室に設置されている火災報知器は室内で発生した炎や水蒸気による室温の上昇に反応します。煙・ガス・水分には反応しません。
過去にコンロにヤカンを掛けっぱなしにしていたため、高温で大量の水蒸気が室内に充満し、火災報知器を作動させた実例があります。
2. 「火災発生」が放送されたら、各階東西の階段(図-1)を利用して**1階まで下り**、速やかに**建物の外へ避難**してください。
3. 非常口の配置図を図-2に示します。
宿舎内で火災が感知されると、B・C棟の電気ドアは閉じます(手動での開閉は可能)。
AB間の中庭からは、フェンスがあるため**外へ出ることはできません**。
CD間の中庭からは、**東・西側フェンスの扉から外へ**出ることができます。
4. 各棟からの避難経路を表-1および図-3に示します。

表-1 各棟の避難経路

棟	非常階段	1階ホール電気ドア	避難経路
A	各階の東・西	火災感知後、閉まる ※手動での開閉は可能	・1階東・西の 非常口から建物外へ ※ AB間の中庭から外へ出ることはできません 。
B			・1階東の 非常口から建物外へ
C			・CD間の中庭を通り、 東・西側フェンスの扉から外へ
D			・1階東・西の 非常口から建物外へ ・CD間の中庭を通り、 東・西側フェンスの扉から外へ



- (7) 火災保険については、4 月中に、借家人賠償責任・本人財物補償を含むタイプに加入し、5 月末までに加入を証明できるものを管理人へ提出すること。
加入しない場合は、入居許可を取り消します。

17 インターネットについて

インターネット利用は入居者本人とプロバイダとの個別契約になります。御幸学生宿舎では(株)インボイスが管理するインターネットを使用できます。入居手続き時に同社の申込書を配付しますので、希望者は各自で契約してください。

月額 【有線】1,580円(税抜) 【無線(Wi-Fi)】プラス400円

また現在、コロナ禍の遠隔授業に対応するための緊急措置として導入したeunet(教育・研究のための愛媛大学無料Wi-Fi)を各居室で利用できますが、令和7年12月31日をもって利用できなくなりますので、必要な方は上記インターネットの契約をご検討ください。

18 生活相談

本学では、入居者に対する指導・助言などを行う体制として指導主事(専任教員及び学生生活支援課長)制度を設置しています。宿舎生活において、深刻な悩みやトラブルなどが生じた場合は、指導主事が中心となって速やかに対応し、問題解決等を援助しますので、遠慮なく管理人又は学生生活支援課に連絡ください。

また、本学には学生のための心の相談室(学部別カウンセリング)を設けています。メンタルヘルスケア専門家の相談が受けられます。相談を希望する場合は、事前に予約が必要です。受付へご連絡ください。

19 健康管理 (総合健康センターからのお願い)

全学生は、【学校保健安全法】により、毎学年、健康診断を受ける事になっています。**健康診断は4月と10月に行われていますので必ず受けてください。ただし10月は後期入学者のみです。**万が一、受けることができなかった場合は、城北キャンパス愛大ミューズ1階南 総合健康センター(089-927-9193)へ相談してください。

また、感染症拡大防止のために、日常生活では基本的な感染対策(定期的な換気やこまめな手洗い、咳エチケット、流行時の3密回避、体調不良時の会食参加の見合わせなど)を心掛けるようにしましょう。

20 管理人の入居者対応時間

受付窓口は管理人室またはショップ内となります。詳しい案内は管理人室に掲示します。

月～土 13時～19時

※休業日(終日不在):日・祝日・4/28～5/6、8/10～8/17、12/27～1/5

入居者対応時間以外は、居室鍵を失くした等の対応はできかねますので、ご注意ください。

21 その他

次の場合は、管理人又は学生生活支援課に速やかに連絡してください。

- (1) 建物・附帯設備・備品類・鍵を破損又は紛失したとき
- (2) 災害・盗難・その他異変があったとき又は予知されるとき
- (3) 宿舎内に感染性疾患が発生したとき又は恐れがあるとき
- (4) その他緊急に連絡を必要とするとき

愛媛大学御幸学生宿舎規程

平成 18 年 4 月 1 日
規 則 第 6 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛媛大学学則第 72 条第 2 項の規定に基づき、愛媛大学御幸学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）に関し、必要な事項を定める。

(学生宿舎の目的)

第 2 条 学生宿舎は、愛媛大学（以下「本学」という。）の厚生施設として、学生に経済的な居住空間と良好な勉学環境を提供することを目的とする。

(施設)

第 3 条 学生宿舎に、男子学生棟及び女子学生棟を設ける。

(職員)

第 4 条 学生宿舎に、次の職員を置く。

主事

副主事

指導主事

主事補

その他必要な職員（以下「学生宿舎管理人」という。）

(主事)

第 5 条 主事は、教育を担当する理事をもって充てる。

2 主事は、学生宿舎に関する業務を掌理する。

(副主事)

第 6 条 副主事は、教育学生支援部長をもって充てる。

2 副主事は、主事を補佐し、主事に事故があるときは、その職務を代行する。

(指導主事)

第 7 条 指導主事は、本学の専任教員の中から主事が任命する者若干人及び教育学生支援部学生生活支援課長をもって充てる。

2 指導主事は、学生宿舎における入居者の生活上の諸問題に関し、指導及び助言する。

3 主事が任命する指導主事の任期は、2 年とする。ただし、補欠の指導主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(主事補)

第 8 条 主事補は、学生宿舎管理人の中から主事が任命する。

2 主事補は、主事の監督の下に、学生宿舎における管理業務を統括する。

(学生宿舎管理人)

第 9 条 学生宿舎管理人は、学生宿舎における管理業務に従事する。

(主事会議)

第10条 学生宿舍の管理運営に関する重要事項を審議するため、主事、副主事、指導主事及び主事補で構成する御幸学生宿舍主事会議（以下「主事会議」という。）を置く。

2 主事会議に関し必要な事項は、主事が定める。
（入居対象者）

第11条 学生宿舍に入居できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部学生及び大学院学生
 - (2) 外国人留学生
 - (3) その他主事が必要と認める者
- （入居許可期間）

第12条 学生宿舍に入居できる期間は、入居する学生の修業年限以内とし、その者の最終年次の3月25日までとする。

2 主事会議がやむを得ない事情があると認めたときは、主事は入居期間の延長を許可することができる。
（入居申請）

第13条 学生宿舍に入居を希望する者は、所定の申請書により主事あてに申請しなければならない。

（入居許可）

第14条 主事は、前条の申請があったときは、主事会議の議を経て入居の可否を決定する。

2 主事は、入居を許可した者に許可書を交付し、併せて入居日を通知する。
（入居日）

第15条 入居を許可された者は、通知のあった入居日から10日以内に入居しなければならない。

（寄宿料）

第16条 入居者は、別に定めるところにより、所定の期日までに寄宿料を納付しなければならない。

2 納付された寄宿料は返還しない。

（諸経費）

第17条 入居者は、前条第1項に定める寄宿料のほか、別表に定める入居者の私生活のために使用する経費（以下「諸経費」という。）を負担しなければならない。

2 別表に定める共益費は、月額2,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、愛媛大学短期交流学生の受入れに関する要項第2に規定する短期交流学生（以下、「短期交流学生」という。）に係る共益費の額は、愛媛大学短期交流学生に係る御幸学生宿舍寄宿料等取扱規程の定めるところによる。

（保証金）

第18条 入居者は、入居の際に保証金を納めなければならない。

2 保証金の額は、43,000円とし、退去の際に原状回復に要する経費等（清掃費、居室の原状回復費、未払いの寄宿料及び未払いの諸経費。）を除き返還する。

（短期交流学生に関する特例）

第19条 短期交流学生は、入居の際に前条の保証金に代えて、退去の際に原状回復に

要するための清掃費を納付するものとする。

- 2 短期交流学生に係る清掃費の額は愛媛大学短期交流学生に係る御幸学生宿舍寄宿料等取扱規程の定めるところによる。

(施設の保全及び秩序の維持)

- 第20条 入居者は、学生宿舍の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の保全及び学生宿舍の秩序の維持に努めるとともに、別に定める入居者の遵守事項を守らなければならない。

(損害賠償)

- 第21条 入居者は、施設等を滅失、き損又は汚損したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(入居許可の取消し)

- 第22条 主事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは主事会議の議を経て、入居許可を取り消すことができる。

- (1) 入居を許可された者が所定の期日までに入居しないとき。
- (2) 学生宿舍に関する規定に違反したとき。
- (3) 寄宿料を3か月分以上滞納したとき。
- (4) 保健衛生上、学生宿舍の生活に適さない事情があると認められるとき。
- (5) 虚偽の申告をして入居したことが明らかになったとき。
- (6) 第20条に規定する遵守事項に関して重大な違反があったとき。
- (7) その他学生宿舍の安全管理運営上、支障があると認められるとき。

- 2 前項の規定により入居許可を取り消され、入居者が損害を受けることがあっても、本学はその責任を負わない。

(退去)

- 第23条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退去しなければならない。

- (1) 退学（除籍を含む。）等により第11条に規定する入居対象者でなくなったとき。
- (2) 6か月を超えて休学するとき。
- (3) 第12条に規定する入居期間が満了したとき。
- (4) 前条第1項の規定により入居許可を取り消されたとき。

- 2 入居者は、学生宿舍を退去しようとするときは、主事に所定の退去願を提出しなければならない。

(退去時の点検)

- 第24条 入居者は、学生宿舍の退去時に立会いの上、居室及び居室に属する設備、備品の点検を受けなければならない。

(事務)

- 第25条 学生宿舍に関する事務は、教育学生支援部が行う。

(雑則)

- 第26条 この規程に定めるもののほか、学生宿舍の管理運営に関し必要な事項は、主事会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学御幸寮規程（平成16年規則第161号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第17条第2項及び別表の規定は、平成23年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以後に新たに入居する者から適用する。

別 表

区 分	入居者が負担すべき経費
電 気 料	居室において使用される電気料金（各入居者が契約している四国電力からの請求額）
水 道 料	居室において使用される水道料金（各居室に設置されているメーターの検針結果を算出基礎とした本学からの請求額）
共 益 費	ラウンジ・集会室・廊下などの共用部分の維持管理経費
そ の 他	私生活のための消耗品（寝具・カーテン・照明設備・清掃用品・食器類・文房具類等）購入費、私物の廃棄処分費等（ただし、ベッド・机など本学が居室に備え付けている設備等の更新費等は除く。）

愛媛大学御幸学生宿舎入居者の遵守事項について

〔平成 23 年 9 月 5 日〕
御幸学生宿舎主事会議決定

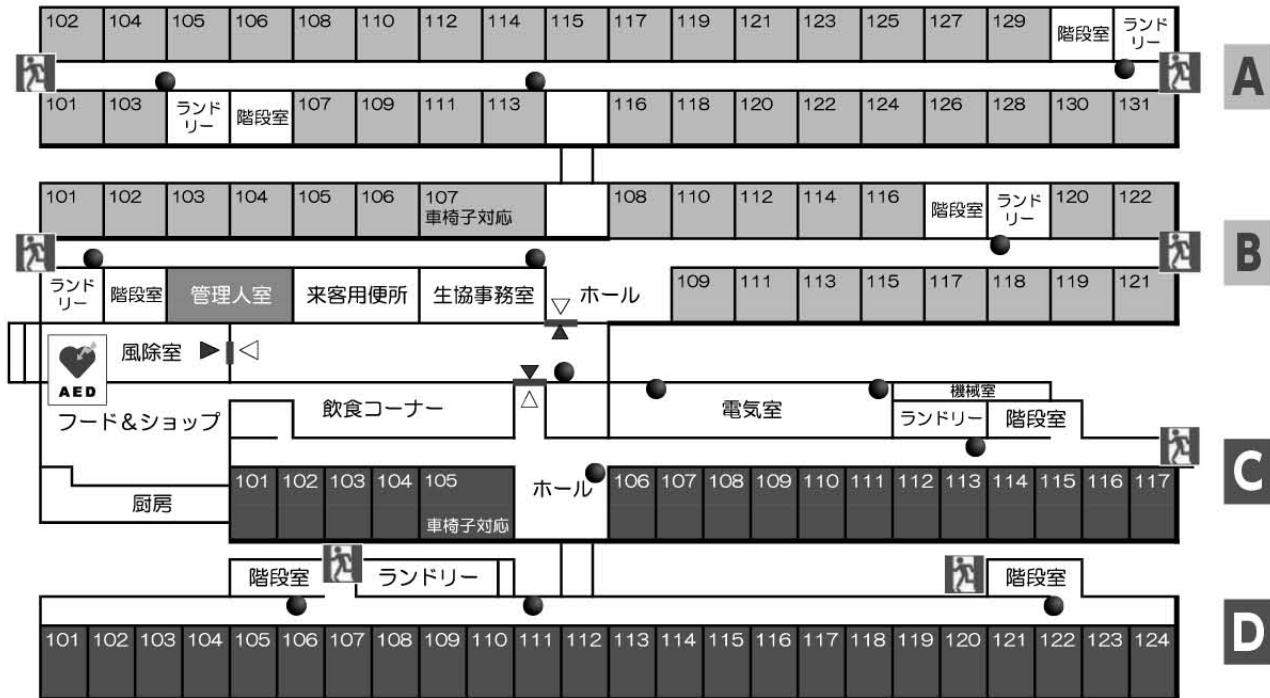
愛媛大学御幸学生宿舎規程第 20 条の規定に基づき、遵守事項を下記のとおり定める。

記

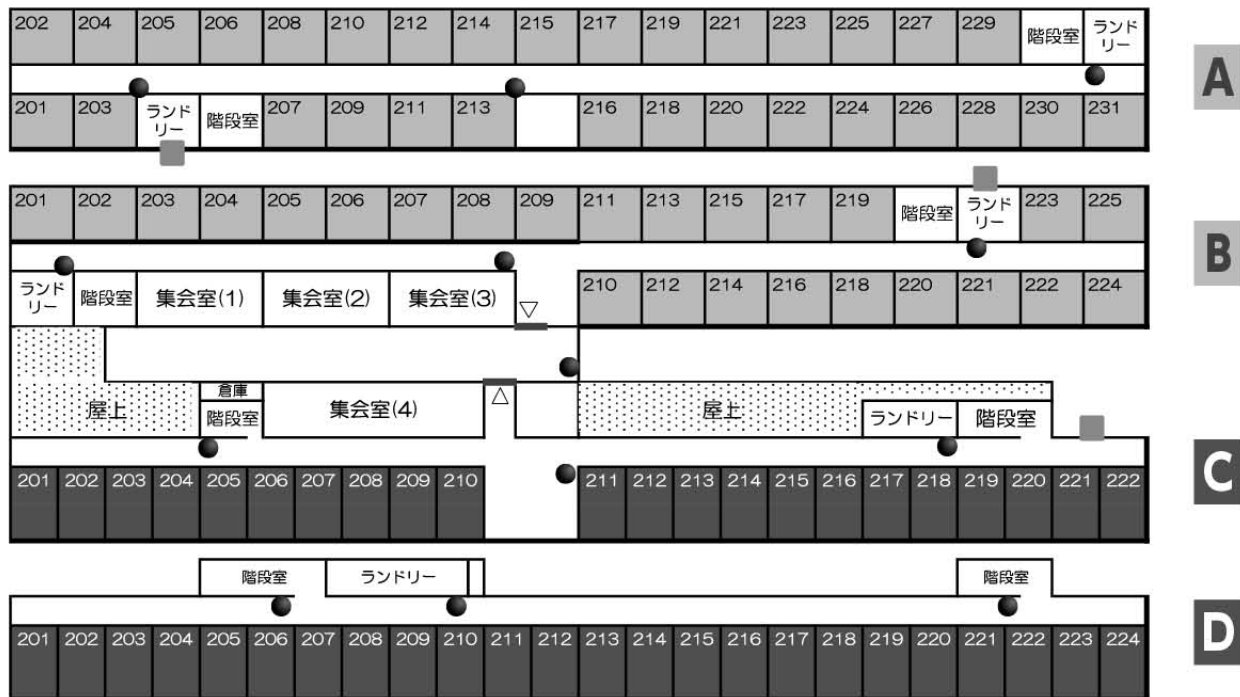
- 1 主事，副主事，指導主事，主事補，学生宿舎管理人及び学生生活支援課職員の指導や指示に従うこと。
- 2 学生宿舎は常に良好な状態で使用し，工作を加えないこと。
- 3 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意すること。
- 4 居室の全部又は一部を他の者に貸与してはならない。
- 5 壁や家具に釘，鉚，ネジ等を打つ（但し，耐震補強に伴うものは除く。）又は糊着落書きをしてはならない。
- 6 故意に，壁，施設等を滅失，き損若しくは汚損し，又は器物，備品等を亡失若しくは宿舎外へ持ち出してはならない。
- 7 居室を居住以外の目的に使用してはならない。
- 8 合鍵を作成してはならない。
- 9 学生宿舎に入居者以外の者を宿泊させてはならない。
- 10 異性を棟内に入棟あるいは居室に入室させてはならない。また，自室のある棟以外の異性の棟に出入りしたり，許可なく入居者以外の者を入棟させてはならない。
- 11 宿舎内の指定された場所以外で喫煙してはならない。
- 12 飲酒に起因するトラブルを起こしてはならない。
- 13 宿舎及び敷地内で騒音を起こしてはならない。
- 14 自転車又はバイクを指定された場所以外へ駐輪してはならない。
- 15 愛玩動物を飼育してはならない。
- 16 愛媛大学御幸学生宿舎集会室使用心得等を遵守しなければならない。
- 17 その他 学生宿舎の秩序若しくは風紀又は良好な勉学環境を乱す行為を行ってはならない。

避難器具・消火器設置場所

1F



2F



非常口



AED



消火器設置場所



緩降機（避難器具）



学生証又は専用カードがないと開きません。



学生証又は専用カードが無くても開きます。

3F

302	304	305	306	308	310	312	314	315	317	319	321	323	325	327	329	階段室	ランドリー
301	303	ランドリー	階段室	307	309	311	313		316	318	320	322	324	326	328	330	331

A

301	302	304	306	308	310	312	314	315	317	319	321	323	325	階段室	ランドリー	329	331
ランドリー	階段室	303	305	307	309	311	313		316	318	320	322	324	326	327	328	330

B

301	302	303	304	305	306	307	308	309	310		311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322

C

301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324

D

4F

402	404	405	406	408	410	412	414	415	417	419	421	423	425	427	429	階段室	ランドリー
401	403	ランドリー	階段室	407	409	411	413		416	418	420	422	424	426	428	430	431

A

401	402	404	406	408	410	412	414	415	417	419	421	423	425	階段室	ランドリー	429	431
ランドリー	階段室	403	405	407	409	411	413		416	418	420	422	424	426	427	428	430

B

401	402	403	404	405	406	407	408	409	410		411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422

C

5F

502	504	505	506	508	510	512	514	515	517	519	521	523	525	527	529	階段室	ランドリー
501	503	ランドリー	階段室	507	509	511	513		516	518	520	522	524	526	528	530	531

A

501	502	504	506	508	510	512	514	515	517	519	521	523	525	階段室	ランドリー	529	531
ランドリー	階段室	503	505	507	509	511	513		516	518	520	522	524	526	527	528	530

B

501	502	503	504	505	506	507	508	509	510		511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522

C

● 消火器設置場所 ■ 緩降機（避難器具）



連 絡 先

- ◆ 宿舎管理人室 089-924-7323
 - ◆ 学生生活支援課 089-927-9099
 - ◆ 緊急連絡先 089-945-6161 (セコム株式会社)
 (管理人勤務時間外)
-